

川崎南法人会だより

KAWASAKI

No.256

2013 11

平成26年度 税制改正に関する提言……………	2
国税庁からのお知らせ……………	7
ハローキティと「おもてなしの心」……………	8
暮らしのツボ AMラジオは窓際に……………	9
税のQ&A……………	10
法人会の活動報告……………	11
神奈川県からのお知らせ……………	12
動脈硬化とは？……………	13
消防署からのお知らせ……………	14
新入会員のご紹介・行事予定……………	15

表紙デザイン:川崎総合科学高等学校 デザイン科 照井 沙織
写真:川崎駅周辺

発行所/公益社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F)
<http://www.km-hojinkai.or.jp>
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

TEL:044-233-4852・8904
FAX:044-245-0023

平成26年度

税制改正に関する提言

～ 基本的な課題 ～

公益財団法人全国法人会総連合

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

民主、自民、公明の3党合意によって決定された社会保障と税の一体改革は、実行の担い手が昨年暮れの総選挙を受けて民主党政権から自公連立の安倍政権に交代した。しかし、どの政党が政権を担っても一体改革の重要性に変わりはない。なぜなら、一体改革が目指す持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立は、我が国の将来を左右する表裏一体の構造問題だからである。

我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進む一方、財政だと突出して悪化している。社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大が持続可能とならない。それは国民の間に将来不安を醸成し、消費や金利、企業行動に悪影響をもたらすなど、日本経済自体にも深く関係するのである。

今回の一体改革はこうした問題解決に向けた一歩を踏み出したわけだが、まだ「給付」と「負担」のギャップは途方もなく大きい。まずは可能な限り「給付」を重点化・効率化で抑制すると同時に、「負担」では経済の好転をみながら消費税の2014年4月に8%、15年10月に10%という引き上げスケジュールを着実に実行することが必要となろう。そして、中長期的には望ましい「給付」と「負担」のあり方について、もっと根本から議論を行っていく必要がある。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的な考え方

わが国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。その財源を公費負担に頼ることになれば、いくら増税しても追い付かない。

いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。

- (1)年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2)医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。また、急増が見込まれる給付については、診療報酬（本体）体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。
- (3)介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4)生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。

- (5)少子対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要である。

- (1)価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。
また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (3)低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化目標の達成は増税や税の自然増収のみに頼るのではなく聖域なき歳出削減が不可欠。そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。
- (2)消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるだろうが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考える。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

行政改革への取り組みは従前に増して重要になっている。消費税引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めることに変わりはない。また、行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっている。ならば、「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るのは当然である。

にもかかわらず、改革の取り組みは遅々としている。安倍政権には改革反対勢力とのしがらみがないはずで、いまが改革断行の絶好のチャンスである。それは安倍政権の試金石ともいえ、もはや先送りは許されない。直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- (1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2)国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減

(4)民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 今後の税制改革のあり方

社会保障と税の一体改革では消費税の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。しかし、最高税率引き上げなどには消費税引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論を欠いた印象が強い。

今後の税制改革に当たっては①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化—などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

6. 共通番号制度について

マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

また、個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘する。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正により35.64%と5%引き下げられたが、復興財源に充てる特別法人税が課されたため、実質的には平成27年4月からの実施となる。しかも、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われている。我が国の引き下げにより先進国で最も高い税率となった米国も、オバマ政権が30%以下に引き下げる案を打ち出した。このままでは再び我が国が最も高い税率となり、各国との税率格差は依然として解消しない。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1)法人実効税率20%台の実現

(2)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業はわが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在感を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1)中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等

「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

①中小企業投資促進税制の拡充

・特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ

- ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
 - ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(2)交際費課税の見直し

平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限（平成25年度末）を延長するよう求める。また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

(3)役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入
- ②同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

3. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うには不十分である。

(1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ
- ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
- ③対象会社を拡充する

(2)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

III. 国と地方のあり方

地方分権は、地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要である。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要になろう。

(1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。

(2)行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。

(3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当などを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。

(4)地方議会は大胆にスリム化するとともに、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の

報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。

- (5)身近な行政サービスを行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

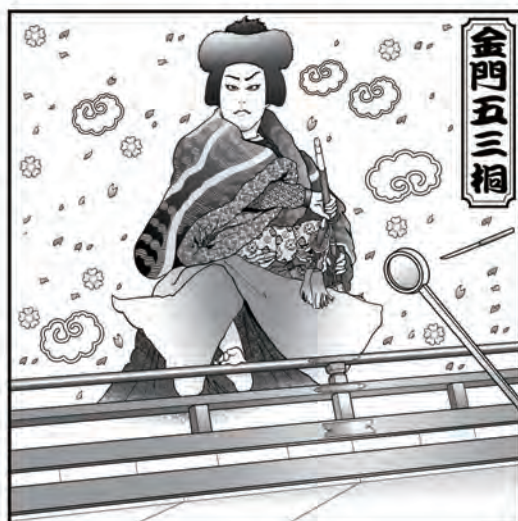
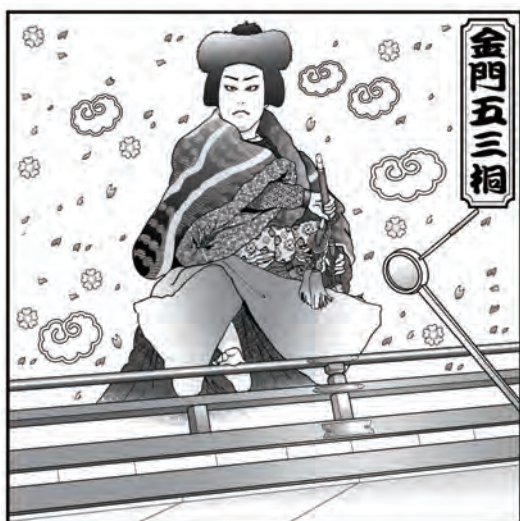
IV. 震災復興

被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応
2. 納税環境の整備
3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。



7つの 間違い探し

* 右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？（答えは9頁にあります）

【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう） イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニャックサイバー」（グラフィック社刊）。

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成25年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

ハローキティと「おもてなしの心」

㈱アルティスタ人材開発研究所代表 玄間千映子

オリンピック日本開催、おめでとうございます。
ところで、そのオリンピックの日本のプレゼンテーションで、審査員の耳に残ったのが、「おもてなしの心」という言葉だったそうです。外国にも似たような「ホスピタリティ」という言葉があります。にもかかわらず、わざわざ「OMOTENASHI」と語りかけたのですから、違いがハッキリあるのでしょうか。

「ホスピタリティ」との違い

ところが、2つの言葉が「どう違うのか説明せよ」といわれても、日本人の私たちですら上手く言えない気がします。ちょうど、「侘びさび」が日本文化の特徴の一つだといいいながら、それがどういうものだが、日本人ですら上手く説明できないのと似ています。

「ホスピタリティ」と「おもてなし」。例えば、「ホスピタリティ」は病院などでも使いますが、「もてなす」は使いません。医療の現場では、まずは患者の状態を正しく観察し、治療の視点から患者にとって最適なことを行うわけですから、確かに「もてなす」という感じではありません。

相手が、喉が渇いていそうだなと思ったら、「もてなす」は「お茶要りませんか？」と訊く前に、お茶を出してくる感じですが、「ホスピタリティ」は訊いて、欲しいと答えたら出すという感じです。

欲しいという“意思表示”に応えるのが「ホスピタリティ」、欲しいという気持ちが潜在的にあるのを汲み取って対応するのが、「もてなし」という感じがします。

ただ、「ホスピタリティ」は「もてなす」と違って、欲しいという意思表示には何度でも対応してくれそうな感じはします。病院では患者の意思表示に応え続けることは必要でしょう。だから、「ホスピタリティ」は病院で使われるのかも知れません。

もちろん「もてなす」でも、欲しいという意思表示には何度でも対応してくれるのですが、それはもう「応接」とか別の言葉の範疇に入ってしまうような気がします。

その違いはなぜ起きるのかと考えると、たぶん「もてなす」時には、相手の“心に寄り添う”という心構えが最初にあるからだと思います。相手の心に寄り添うことでまず、「心の会話」が始まります。そして次

に「言葉の会話」が始まるという、2段階会話術を「もてなす」は秘めているように思います。言葉の会話が始まった後では、「ホスピタリティ」との差異は薄くなる。その違いが、それぞれの特徴と感ずるのではないのでしょうか。

相手の心に寄り添う気持ち

そういえば、日本のもので、心の会話を得意とすることで、世界にヒットしているものがありました。それが、“キティちゃん”です。キティには、お口がありません。開発担当者の話では、これは忘れたのではなくて、もともと、付けることを考えなかったそうです。元気いっぱいなミッキーマウスとの違いを作ること考えたときに、心の会話の存在に気づき、キティを手にした子供の心が自然にキティに寄り添うには、「キティにお口は要らない」と決めたのだそうです。

それが大成功。以来、キティは世界中の子供や、子供の頃にキティとの会話になじんだ大人までマーケットに取り込んで、日本を飛び出し世界のキャラクターとなりました。

言葉の会話の前に、「心の会話」。7年後のオリンピックの時に備えて、今から日本の得意な2段階会話力に磨きをかけておきましょう。

筆者紹介



玄間千映子（げんま・ちえこ）

㈱アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本大学大学院非常勤講師、(財)港湾空間高度化環境研究センター監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。



AMラジオは窓際に

エフシージー総合研究所生活科学研究室上席研究員
堀洋一郎

災害時の情報源としてAMラジオが見直されている

東日本大震災や阪神淡路大震災では被災者が情報を手に入れる手段として、テレビよりもラジオが好まれたそうです。特に東日本大震災時には自治体からの情報や避難誘導でAMラジオの有用性が再認識されました。しかし、残念ながら日常生活での情報源としてのAMラジオの人気は低迷しています。この原因は昔に比べAMラジオが聞きにくくなっていることが大きな要因です。

聞きにくくなった原因は2つ

原因の一つは最近の住宅事情です。電波は金属で囲まれた中には入っていけないので、近年の鉄筋コンクリートのマンションや外壁に金属板を使った一戸建てでは、電波が壁に遮られ部屋の奥では聞こえにくくなりました。携帯やワンセグは波長の短い電波で、電波は窓から入っていただけますが、AMラジオは波長が長い中波という電波を使っているため、窓から入れず、部屋の奥では聞こえにくくなってしまいます。

もう一つの原因は、パソコン、液晶テレビ、スマホなどのデジタル機器から出るノイズ。これらのデジタル機器は微弱な電波を出していて、ラジオの近くにあるとノイズとして聞こえてしまいます。また、インバーター制御の冷蔵庫や洗濯機からも、電源コードを伝わってノイズが入ります。他にも電子レンジや蛍光灯、LED照明などからもノイズが出ていて、最近の住宅事情と相まって、室内での受信を余計に困難にしています。

聞こえやすくするには

聞きやすくする方法の一つは、窓際にラジオを置くことです。AMラジオの電波も窓際までは届いていますから、ラジオをできるだけ窓に近づけることが感度アップにつながります。次に、パソコンなどの移動できるデジタル機器はラジオから遠ざけます。冷蔵庫・洗濯機・電子レンジのアース線をコンセントのアース端子に接続することでも、効果がある場合があります。また、AC100V電源のラジオの場合は、電池式のラジオにすることで電源コードから伝わってくるノイズを避けることができます。

なぜ、AMラジオが再注目されたか

テレビやFMラジオは同じ電波塔から送信していることが多く、電波塔が被災してしまうとすべての局が視聴できなくなってしまう。しかし、AMラジオの送信アンテナは大きいので、放送局ごとに離れた場所に送信所があり、災害ですべての局が放送できなくなる確率が低いことが上げられます。

もう一つは、AMラジオが使っている中波が、テレビやFMラジオの電波よりも遠くまで届くことです。特に夜間は500~2000km遠方まで届きます。例えば関東地方で災害が起きてすべての局が放送できなくなっても、夜であれば、名古屋、大阪、福岡、札幌などのAMラジオ局は聞くことができます。被災して停電で真っ暗な夜に、ラジオから聞こえる声は不安な心を癒してくれることは間違いありません。

もし、AMラジオを持っているなら、夜間に他の地方の放送局を聞いてみてください。防災訓練の一つになると思います。

筆者紹介

堀洋一郎（ほり・よういちろう）

1980年中央大学理工学部物理学科卒。ソニーマグネスケール株式会社を経て、1990年株式会社エフシージー総合研究所入社。現在、同社暮らしの科学部生活科学研究室上席研究員。



制度疲労に陥っている… 相続税

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 同じ金額を相続したのに、相続税額が異なる。なぜ？

本年2月、父が亡くなりました。家屋敷やアパートなど主だった遺産は、同居していた母と姉が2分の1ずつ相続し、結婚して実家を出ていた私は、父の遺してくれた定期預金1千万円を相続しました。以上の遺産分割の結果、母は相続税0、姉は延納申請し、私は相続税35万円を納付することになりました。

また、同じ年の5月には、夫の母親が亡くなりました。遺産は夫の兄がすべて相続し、夫と夫の妹2人（夫の父親はすでに他界）には、代償分割として現金1千万円がそれぞれ兄から渡されました。ただし、こちらには相続税はかからないそうです。

私と夫、同じ金額を相続したのに相続税がかかったり、かからなかったりするのはどういうことなのでしょう。

A. 遺産課税方式をコーティングした遺産取得課税方式

設例のように、結果から視ると、非常にわかりにくくなっている相続税。

日露戦争の戦費調達のために導入された相続税…戦前は遺産課税方式を採り、戦後は遺産取得課税方式へと転換したが、当時の諸事情により遺産課税的要素を採り込んだため、現代人の感覚からズレている＝制度疲労に陥っているのが現行の相続税法である。以下、相続税計算の仕組みを整理してみる。

まず、相続税が課されるか課されないかの入口であるが、個々人がいくら相続したか（＝課税価格）によるのではない。個々人の課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額（5千万円+1千万円×法定相続人の数）を超えている場合にはじめて課される。従って、設例にある私側『配偶者と子2人＝法定相続人3人』の方は、課税価格の合計額が基礎控除額8千万円を超えているため、相続税を課されるケースとなっている。一方、夫側『子（兄弟姉妹）4人：法定相続人4人』の方は、課税価格の合計額が基礎控除額9千万円以下のため、相続税は課されないケースなのである。つまり、法定相続人の数が多ければ多いほど、相続税が課されない遺産総額は大きくなり、誰がいくら相続したかは当初、全く関係ないことになる。〇〇家の遺産に相続税はかかるのかどうかとして判断することになる。

次に、課税される遺産総額（＝課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）を基に相続税の総額を計算する。すべての相続において、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて取得したと仮定して各取得金額に超過累進税率を乗じ、それぞれ計算された税額を合計する。この方法では、遺産分割の違いで相続税の総額が変わることはない。つまり、多数の相続人すべてが均分相続しても総額自体が低くなることはなく、また、他の相続人は何も相続せず、単独相続によりすべての遺産を取得しても高い累進税率が適用されることはない。〇〇家の遺産に対する相続税はいくらになるという意味合いである。

そして、相続税の総額を各人が実際に取得した財産金額（割合）に応じて配分し、各人の算出税額を計算する。この段階で、誰がどれだけ相続したかで相続税の総額の負担分大小を決めることになり、遺産取得課税方式に戻ることになる。

最後に、各人の算出税額から税額控除を行い、各人の最終的な納付税額を求めることになる。配偶者は税額軽減制度により取得財産が法定相続分までは税額0となる。

以上のように、ここまでの計算過程を振り返ってみてもなかなか複雑である。そして、このような仕組みだからこそ設例のように、個人として相続により取得した金額が同じでも〇〇家と△△家の遺産総額と相続関係が異なることにより相続税負担額が異なる結果となる。また、実務的には、遺産分割終了後に新たな財産が発見された場合、この仕組みにより相続税の総額が増加し、自身の取得財産が増えなにかかわらず、相続税負担のみ増加し、相続人同志の軋轢を生むケースもある。

遺産の多寡にかかわらず、各相続人にそれぞれ弁護士が就くことも珍しくない時代である。相続税も長い歴史を経て、課税方式等の見直しの時期にきているのではないだろうか（神野直彦著『税金 常識のウソ』）。

8/20(火)

源泉部会 「夏の税務セミナー」

会場：サンピアンかわさき
 講演会：「健全な経営は健康から～笑い与健康～」
 講師：落語家 三遊亭 圓丸 氏
 研修会：「最近の源泉所得税の事例について」
 講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
 大野 勇実 上席国税調査官



三遊亭 圓丸 氏



大野 勇実 上席

9/6(金)

女性部会 税務研修会

会場：サンピアンかわさき
 研修会：「消費税法の改正について」
 講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
 久保田 一弘 上席国税調査官



9/10(火)

青年部会 税務研修会

会場：ミューザ川崎 市民交流室
 研修会：「消費税法の改正について」
 講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
 久保田 一弘 上席国税調査官



9/9(月)

女性部会 連絡協議会

会場：新横浜国際ホテル
 演題：「顧客満足の追及～もてなしの心～」
 講師：浪速のカリスマ添乗員
 平田 進也 先生



平田先生



9/12(木)

社員研修講座

会場：川崎市産業振興会館
 テーマ：「役に立つ業務改善研修」
 講師：中小企業診断士
 田村 茂 先生



田村先生



9/13(金)

会員増強決起大会

会場：サンピアンかわさき
 参加者は本部役員、青年部会・女性部会役員、共益事業推進委員、厚生事業等推進委員、また川崎南税務署からは木村署長以下幹部の方、東京地方税理士会川崎南支部、大同生命保険㈱、AIU保険会社の方々が出席されました。議題は平成25年度入会・退会状況及び新規目標について、加入勧奨の推進について活発に話し合わせ意義のある大会になりました。





黒岩知事との“対話の広場”地域版 川崎会場

知事と語ろう！地域の魅力

**参加者
募集中**
参加費無料



テーマ ● マグネット地域

ずっと住んでいたいまち かわさき

神奈川県の中でも特に人口増加が多い、「都会」の川崎。そんな川崎で、高齢になっても安心して楽しく暮らしていくにはどうすればよいか。地域で支えあう安全・安心なまちづくりについて、知事とともに考えてみませんか。



- 開催日
- 会場
- プログラム

2013年 **11**月**9**日(土)
17:00~18:30(開場16:30)

川崎商工会議所ホール
川崎フロンティアビル2階
(JR川崎駅東口から徒歩3分または
京浜急行線京急川崎駅 徒歩1分)

- ① 知事のあいさつ
- ② 事例発表
- ③ 会場の皆さんとのディスカッション
(知事が進行役を務めます)



事例発表者



伊藤 博氏
モトスミ・プレーメン通り商店街
振興組合理事長

有限会社 伊藤クリーニング会長。5年前代表取締役を後継の3代目に委譲。モトスミ・プレーメン通り商店街の副理事長を16年間勤めた後、理事長に就任。現在5期目。



塩沢 和美氏
「みた・まちもりカフェ」共同代表

地域で最後まで生き生きと暮らせる仕組みづくりのため、「困ったことがあった時に、何かの取っ掛かりを与える場にしたい」として、明治大学まちづくり研究所と共同で「みた・まちもりカフェ」を開設・運営している。

お問合せ先

神奈川県川崎県民センター 電話 044(549)7000

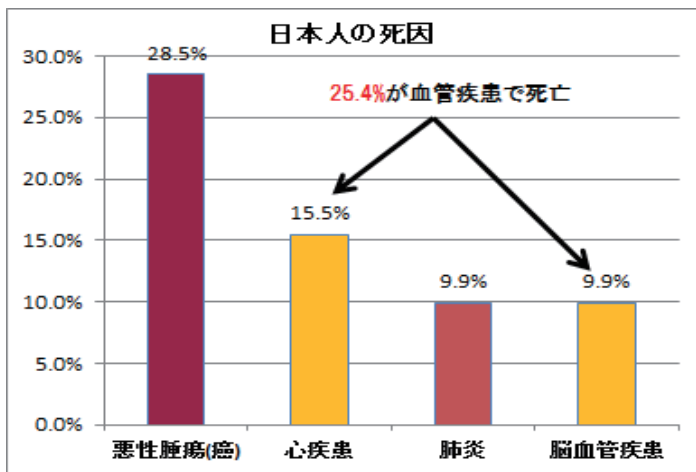
インターネットでは

対話の広場川崎

検索

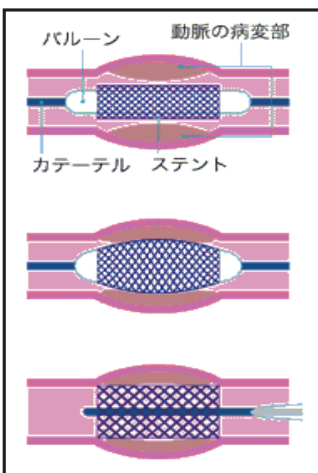


今回は動脈硬化のお話です。動脈硬化とは、動脈にコレステロールなどの脂質がたまったり、酸素や栄養の不足、高血圧による血管への負担が原因で血管が弾力を失い、硬くもろくなった状態です。動脈硬化が進行すると、日本人の主な死因である心疾患（心筋梗塞など）や脳血管疾患（脳梗塞、脳出血など）を引き起こします。動脈硬化の進行は、症状がないため気づきにくく、命に関わる病気を急に発症する恐れがあります。



『人は血管とともに老いる』

血管は歳を重ねることによって自然に硬くなっていきます。そこに高血圧や糖尿病、高コレステロール血症などの生活習慣病や喫煙が加わると、血管の硬化、すなわち老化のスピードは速くなります。いくらシワが少なくても、見た目の年齢が若くても血管年齢は人の『老化』に大きく影響しています。健康診断で高血圧や高脂血症を指摘されたり、歩くと足のしびれや痛みのために歩けなくなり、しばらく休むとまた歩けるような症状（間欠性跛行）が出たら早めに受診しましょう。動脈硬化を調べる検査のひとつにABI検査があります。ABI検査は短時間で痛みなどの負担もなく血管年齢を調べることができます。血管の壁の厚みや狭窄など血管の状態をより詳しく調べるためにはエコー（超音波）検査が有効です。



動脈硬化の治療と予防

動脈硬化を防ぎ、重大な血管の病気の発生を未然に防ぐためには、リスクファクター（危険因子）をできるだけ除外することが大切です。とくに血圧・糖尿病の管理は重要です。それから生活習慣の改善（喫煙、肥満、塩分・脂肪に配慮したバランスのよい食事、アルコール、適度な運動）を心がけましょう。もし、心筋梗塞など重篤な血管の病気が発症した場合は、つまった血管を広げるためにカテーテルという細い管を血管に挿入してバルーン（風船）をふくらませる緊急の処置が必要になります。万が一に備えて、日頃から専門医のかかりつけをつくり定期的な検査をしてしっかり管理しましょう。お身体で不安なことがあれば気軽にお問い合わせ下さい。【川崎クリニック院長 穴戸 寛治】



社会医療法人財団 石心会

【住所】川崎市川崎区日進町 7-1 川崎日進町ビルディング 6階

【標榜】内科・腎臓内科・糖尿病外来・循環器内科・外科・脳神経外科・皮膚科

外来予約電話番号：044-222-9259

【交通】JR川崎駅徒歩8分 西口、東口より無料送迎バス運行中

診療体制表	月		火		水		木		金		土
	am	pm	am	pm	am	pm	am	pm	am	pm	am
平成25年10月1日現在											
糖尿病外来		久間	安島		久間	久間	久間	久間	久間		
腎臓内科	熊田	若狭	稲葉	穴戸	松坂		金子		酒井	中島/伊藤	交代制
循環器内科			佐々木		中村			高橋			

消防音楽隊のバスで広報事業をスタート —鮮やかなライトブルーのラッピングで消防をPR—



川崎市消防局では、消防音楽隊バスの車体全面に「火災予防」や「消防団員募集」などのデザインシートを貼付した「ラッピングバス」による広報事業をスタートしました。

この事業は、「火災予防や消防団員の入団促進など、消防のPRに役立てて欲しい。」と、川崎市消防設備協同組合からラッピングシート一式の寄贈を受けたもので、消防音楽隊とともに動く広告塔として、火災予防や消防団員の入団促進に大きな効果をもたらすと期待されています。

なお、このラッピングバスのデザインは川崎消防署員によるもので、鮮やかなライトブルーを基調として、本市消防局のキャラクターである「太助」のイラストとともに「消火器の規格が変わりました」「住宅用火災警報器を設置していますか」「消防団員募集」などがバスの車体全面に描かれています。

消防音楽隊が市内の様々なイベントに派遣される際に、この色鮮やかなライトブルーの消防音楽隊のバスに遭遇された場合は、是非ご覧になってください。

問い合わせ先

川崎消防署予防課庶務係

TEL 044-223-0119

新入会員のご紹介

(平成25年8月1日～平成25年9月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	美林(株)	文美子	宮前町8-13 大幸ビル303	I T、輸出入	寺尾サッシ工業(株)
中央	(株) F A P ジャパン	梅原優唯	宮前町9-1 カトウビル303	食品原料の輸入卸、機能性食品の企画	大同生命保険(株)
中央	(株) 天野工業所	天野成光	榎町7-2 日窯ビル3F	設備工事業	大同生命保険(株)
東	合同会社テールwindソリューション	館栄作	四谷上町12-18-206	保険代理店及びIT関連事業	アメリカンファミリー
幸	(株) 三友工業	岩原吉隆	堀川町72-21 ラソー・ナ川崎レジデンス1009	建築及び建設鉄鋼材の整備、加工	事務局
幸	(有) 寿鶴	畑貴一郎	北加瀬3-4-5 シャルムフカセ207	介護	事務局

川崎南法人会 主要事業予定

25年11月

1日(金)

●源泉部会 研修会

テーマ：「平成25年分年末調整等説明会」
会場：川崎市教育文化会館
時間：13:30～16:00

2日(土)～3日(日)

●かわさき市民祭り

会場：富士見公園一帯

7日(木)

●東支部合同 日帰りバス研修旅行

場所：みなとみらい・中華街 方面

8日(金)

●第4回 広報委員会

会場：川崎信用金庫 本店
時間：11:00～12:00

8日(金)

●全国青年の集い(広島大会)

テーマ：「『日本一心』～日本の未来のために
果たすべきこと～」
講師：吉川 晃司 氏
会場：広島グリーンアリーナ
時間：13:15～19:00

10日(月)～2日(水)

●女性部会 泊研修旅行

場所：箱根 方面

12日(火)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:00

13日(水)

●納税表彰式

会場：川崎市産業振興会館

14日(木)

●第6回 事業委員会

場所：川崎信用金庫 本店
時間：16:00～17:00

14日(木)

●幸支部合同 懇親ゴルフ大会

場所：米原ゴルフ倶楽部

15日(金)

●南支部合同 日帰りバス研修旅行

場所：茨城・那珂湊 方面

19日(火)

●税を考える週間行事

テーマ：「税務講演」
講師：木村 明彦 税務署長
テーマ：「木久蔵流、コミュニケーション術」
講師：林家 木久蔵 氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：14:00～16:30

20日(水)

●中央支部 日帰りバス研修旅行

場所：鎌子・犬伏崎 方面

22日(金)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:00

26日(火)・28日(木)

●救急救命講習会

会場：川崎消防署
時間：13:30～16:30

12月

3日(火)

●南支部合同 健康セミナー

テーマ：「笑って、楽しく、元気になる健康教室」
講師：陰山 善昭 氏
会場：昭和電工(株) 大島クラブ
時間：16:00～17:30

4日(水)

●女性部会 年末研修会

会場：サンピアンかわさき

6日(金)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:00

9日(月)

●東支部合同 健康セミナー

テーマ：「笑って、楽しく、元気になる健康教室」
講師：陰山 善昭 氏
会場：サンピアンかわさき
時間：16:00～17:30

法人会からお知らせ



会費の自動引落のお知らせ



当会会費の口座自動振替契約をされている方は、平成25年度下期分(平成25年10月～平成26年3月)の会費をご指定の金融機関から引き落とさせていただきます。

※自動引落は通帳の摘要欄に印字されますので領収証の発行は省略させていただきます。予めご了承くださいませようお願いいたします。

12月9日引落

三井住友銀行・横浜銀行・りそな銀行・みずほ銀行・静岡中央銀行
三菱東京UFJ銀行・さわやか信用金庫

12月16日引落

川崎信用金庫
芝信用金庫

● 税務無料相談 ●

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時
11月の相談日 / 5日(火)、12日(火)、26日(火)
12月の相談日 / 10日(火)、17日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F(宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2(スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎044-233-4852)